

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460516号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ほたる代行
	主たる営業所が所在する市町村	上越市
処 分 年 月 日		令和8年2月18日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		立入検査において、営業所に備え付けなければならない帳簿又は書面を備え付けておらず、帳簿等の備付け義務に違反したため
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条第1項及び第22条第1項
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会